

# 重要事項説明書

医療法人 秋芳会  
ケアプランあきよし



## 居宅介護支援重要事項説明書

### 1 ケアプランあきよしが提供するサービスについての相談窓口

電話 0973-25-5233

担当 橋本 俊行

※ご不明な点は、なんでもおたずねください

### 2 居宅介護支援事業所：ケアプランあきよしの概要

#### (1) 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランあきよし
所在地	大分県日田市豆田町5番20号
介護保険事業所番号	4470400591
サービス提供地域	日田市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい

#### (2) 同事業者の職員体制

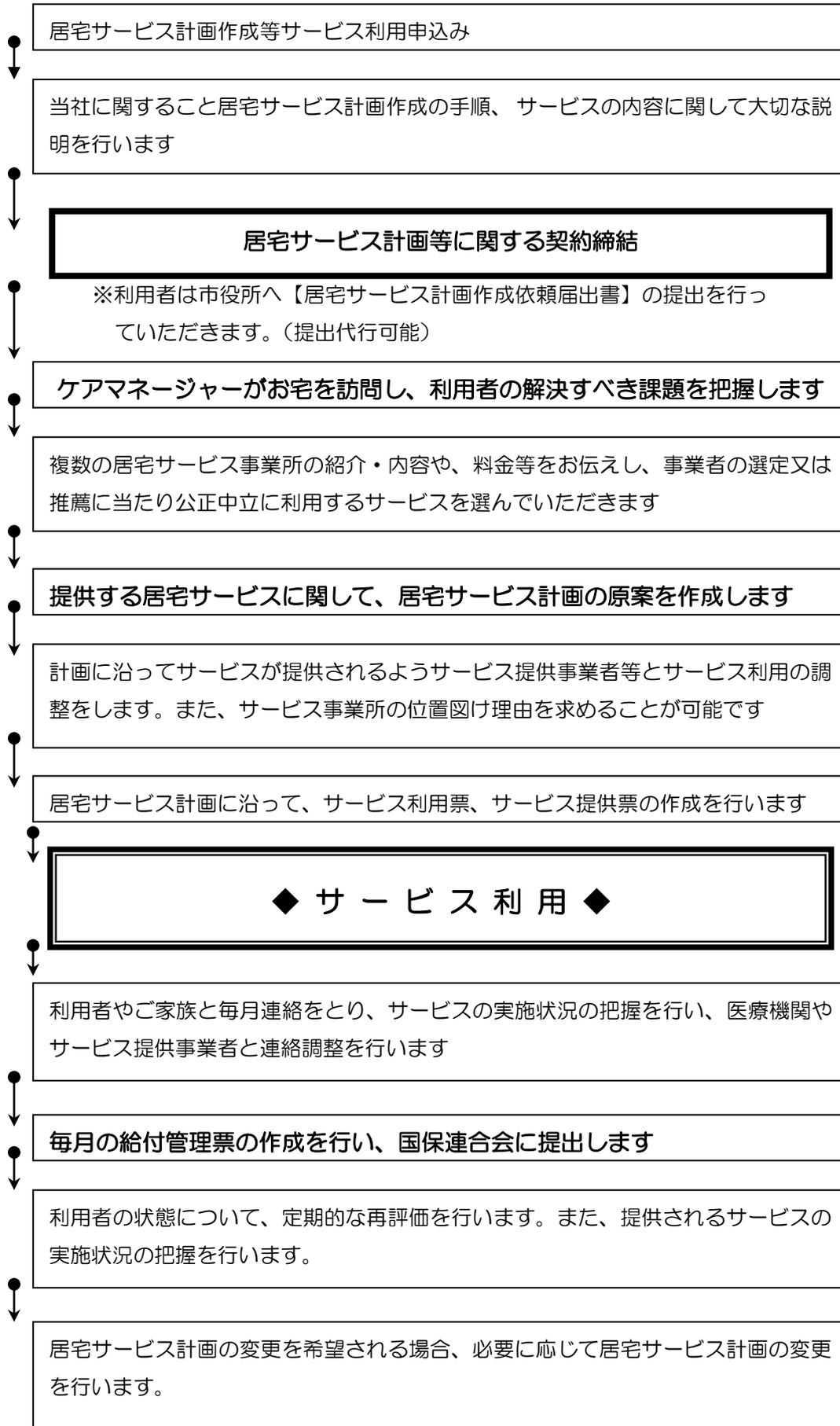
職 種	資 格	氏 名	勤務形態	人数
管理者兼 介護支援専門員	主任介護支援専門員 准看護師	橋本 俊行	常勤・兼務	1

#### (3) 営業期間

月曜日～土曜日	8時00分～17時00分
日・祝日 その他休日	電話での対応が可能です。

※ 休日の緊急連絡先 電話 080-5603-4515

## サービス提供の標準的な流れ



## 4 利用料金

### (1) 利用料（ケアプラン作成料） 【介護報酬の告示上の額】

居宅介護支援利用料は、介護保険法に基づき定められます。

介護保険報酬改定によりその都度変更され、当事業所もその内容で請求いたします。

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて定められた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方、それ以外の地域の方でも介護支援専門員がお伺いするための交通費は、無料です。

但し、訪問時に駐車料料金、高速道路利用料金等が発生した場合は、利用者様負担となり請求させていただきます。

### (3) 解約料

利用者の方はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。当施設の担当がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① お客さまのご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

終了1ヶ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客さまが介護保険施設に入所等した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要介護認定区分が、介護保険の非該当と認定された場合
- ・お客さまが亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

#### ④ その他

お客さまやご家族の方などが当事業所や当事業所の介護専門員に対して、本契約を継続することが困難と判断した場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 6 相談、要望、苦情等の窓口

(1) 居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は次の記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口☆ ケアプランあきよし 担当：橋本 俊行  
電話番号：0973-25-5233  
対応時間 月～土曜日 8：00：～17：00

## (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

日田市長寿福祉課 介護保険係 日田市田島2丁目6-1

電話番号：0973-23-3111

対応時間 8：30～17：00

大分県国民健康保険団体連合会（国保連） 大分市大手町2-3-12

電話番号：097-534-8470

対応時間 9：00～17：00

## 7 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 8 (ハラスメントに関する事項)

事業所は、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のための必要な措置

## 9 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 10 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 11 その他説明事項

- ① 入院時に担当の居宅介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関に提供してください。
- ② 医療系サービス利用時や主治医等へケアプランの交付を行い連携を図ります。
- ③ 訪問事業所等からの利用者情報を主治医や歯科医師、薬剤師に伝達を行います。
- ④ ケアプラン作成時にケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能なことを説明し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ⑤ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る点から、事業所に以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求めます。（努力義務）
  - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
  - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供された割合

(別紙のとおり)

重要事項説明書についての説明を受けここに同意し、居宅介護支援サービスの提供に関する契約を締結します。

契約の証として、本契約書をそれぞれ2部作成し、利用者及び事業者記名押印のうえ1部ずつを保有します。

【説明確認欄】

令和            年            月            日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者 事業者名    医療法人秋芳会    ケアプランあきよし

事業者番号4470400591

住    所    大分県日田市豆田町5番20号

代表者 氏名    秋吉 貴文

説明者 氏名    橋本 俊行

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました

利用者 氏名

印

代理人又は立会人

氏名